

## 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等に定める 障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者(以下、「障害者支援施設等に準ずる者」という。)の認定に関する基準及び取扱いについて定めるものとする。

(認定基準)

第2条 「障害者支援施設等に準ずる者」とは、次に掲げる者のうち、知事の認定を受けた者とする。

- (1) 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達に関する要綱(以下、「要綱」という。)第3条第2項の登録を受けたもの
- (2) 要綱第4条第2項の認定を受けたもの

(認定申請)

第3条 「障害者支援施設等に準ずる者」として認定を受けようとする者は、知事に申請するものとする。

- 2 前項の規定に基づく申請は、要綱第3条第1項又は第4条第1項の申請に併せて行うものとする。

(認定)

第4条 知事は、前条に規定する申請があったときは、その内容について、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴いたうえで、認定の可否を審査するものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき審査した結果を、申請者に対し通知するものとする。

(公表)

第5条 知事は、前条の規定により「障害者支援施設等に準ずる者」の認定を行ったときは、要綱第5条に規定する名簿に、その旨表記するものとする。

(認定の取消)

第6条 「障害者支援施設等に準ずる者」の認定は、要綱第7条第2項及び第8条の規定に準じて、取消すものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認定の取消を行った場合は、その者へ通知するものとする。

(事務処理)

第7条 この要領に関する事務は、健康福祉部障害福祉課において処理するものとする。

附則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。